

吸収合併契約に関する事後開示書類

2020年3月2日

株式会社 両毛システムズ
メディカルインテリジェンス株式会社

2020年3月2日

各位

群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
株式会社両毛システムズ
代表取締役社長 北澤 直来

愛知県名古屋市西区五才美町19
メディカルインテリジェンス株式会社
代表取締役社長 牧野 久夫

株式会社両毛システムズ及びメディカルインテリジェンス株式会社による 吸収合併に係る事後開示書面

(存続会社／会社法第 801 条第 2 項及び会社施行規則第 201 条に基づく事前備置書面)
(消滅会社／会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社施行規則第 189 条に基づく事前備置書面)

株式会社両毛システムズ（以下「両毛システムズ」という）及びメディカルインテリジェンス株式会社（以下「メディカルインテリジェンス」という）は、2020年1月21日付吸収合併契約書に基づき、両毛システムズを吸収合併存続会社、メディカルインテリジェンスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を実施いたしました。よってここに本件合併に係る事後開示をいたします。

なお、本件合併は、存続会社である両毛システムズにおいては同法第796条第2項に定める簡易吸収合併、消滅会社であるメディカルインテリジェンスにおいては会社法第784条第1項に定める略式吸収合併となります。

記

一．吸収合併が効力を生じた日

2020年3月1日

二．吸収合併会社における第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

メディカルインテリジェンスは、会社法第 784 条第 3 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件合併を実施したため、同法第 785 条第 1 項第 2 号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(2) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

メディカルインテリジェンスは、会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

メディカルインテリジェンスは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2020 年 1 月 22 日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

三. 吸収合併承継会社における会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

両毛システムズは、会社法第 796 条第 3 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件合併を実施しております。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

両毛システムズは、当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2020 年 1 月 22 日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

四. 吸収合併により承継した重要な権利義務

両毛システムズは、効力発生日である 2020 年 3 月 1 日をもって、メディカルインテリジェンスに属する資産、負債及びこれらに付随する権利義務の一切を承継いたしました。

五. 吸収合併に係る変更登記をした日

2020 年 3 月 2 日

以上